

高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている飲食店を営業する中小企業者が、業態転換を行うことによって売上げを確保する取組に対して、高知市飲食店業態転換支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる中分類76―飲食店に属する事業所で、本市に所在するものをいう。ただし、市外に本社を有する企業が直営で展開する全国チェーンの店舗を除く。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法人であつて、本市に主たる事務所、本社その他これらに類するものを有するもの
 - イ 事業を行う個人であつて、本市に主たる事務所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (3) 業態転換 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、事業継続に向けて、飲食店営業の経験をいかした新サービスの展開及び新たな業態への転換を行うことをいう。
- (4) 大企業 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない法人をいう。
- (5) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、飲食店を経営する中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者
- (3) みなし大企業
- (4) 政治団体、経済団体、文化団体等
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 過去に補助金の交付を受けている者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、飲食店について業態転換を行う事業で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 令和2年4月1日以降に開始され、第11条の報告の日まで引き続き行われていること。
- (2) 当該事業を行うのに必要な食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて行うもので

あること。

- (3) 当該事業について過去に高知市テイクアウト・デリバリー等業態変更支援事業費補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（令和3年4月1日から同年9月30日までの期間に発生し、かつ、支出する経費に限る。）とする。ただし、交付又は交付決定を受けている他の補助金等の対象となる経費を除く。

- (1) 印刷物の作成に要する経費
- (2) 広告の掲載等に要する経費
- (3) 備品の購入等に要する経費
- (4) 委託に要する経費
- (5) 店舗の改修に要する経費
- (6) 会場又は備品の借上げに要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は600,000円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないことと認めたときは所定の高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市飲食店業態転換支援事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の高知市飲食店業態転換支援事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高知市飲食店業態転換支援事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定

の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市飲食店業態転換支援事業費補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助事業の完了後の状況の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する月の翌月から起算して3か月が経過したとき、及び6か月が経過したときは、速やかに、補助事業により開始した新たな事業の販売状況について、高知市飲食店業態転換支援事業完了後状況報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
 - (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市飲食店業態転換支援事業費補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（調査等）

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。